

昭和二十七年三月四日受領  
答 弁 第 一 九 号

(質問の 一九)

内閣衆質第一九号

昭和二十六年三月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員大矢省三君提出自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大矢省三君提出自転車競技法改正による選手制度改善に関する質問に対する答弁書

一 競輪選手の登録、訓練、指導、検定等については、自転車競技法及び同付属法令、通牒等により、通商産業大臣の監督のもとに、自転車振興会及び同連合会をしてこれを行わしめているが、これらは競輪の健全円滑な運営を期するためいづれもきわめて重要な事項と考えられるので今後これら諸団体に対する監督、指導に努め目的達成に遺憾なきを期する方針である。従つて競輪選手会を法規化して右の諸事務を行わしめることは目下のところ考えていない。

二 競輪選手の災害補償及び厚生福祉については競輪施行者、自転車振興会等を指導督促し今後いつそうその制度の確立に努力することといたしたい。

右答弁する。